

賃貸アパート、貸店舗、貸駐車場をお持ちの方へ

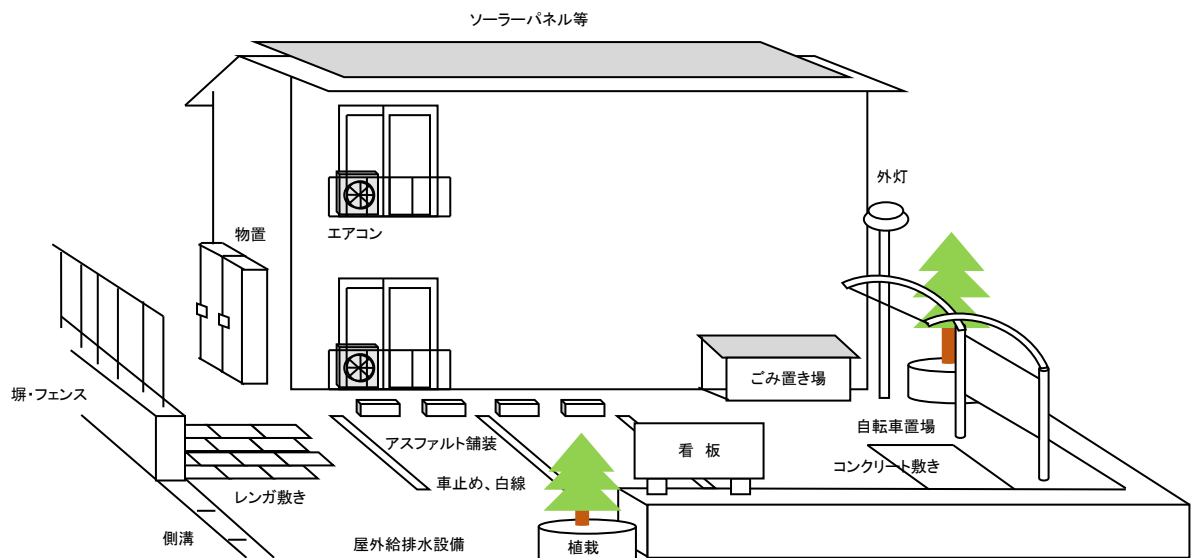
償却資産とは、土地・家屋以外のもので、事業のために用いている資産（構築物・建物付
属設備・器具・備品等）をいいます。

賃貸アパートや貸店舗、貸駐車場の設備の中には償却資産（下記具体例）に該当するもの
があります。

これらの償却資産をお持ちの方は、毎年1月1日現在に所有する資産について、1月31
日までに申告していただきますようお願いいたします。（地方税法第383条）

■具体例（賃貸アパート・貸店舗および貸駐車場における償却資産）

資産の種類			（具体例）
1	構 築 物	構 築 物	受変電設備、自家用発電設備 舗装路面等（アスファルト舗装、コンクリート舗装、レン ガ敷き、砂利敷き等）、車止め、白線
		建 物	門、塀、外構、植栽、フェンス、側溝 自転車置場、外灯
		建物附属設備	物置、ごみ置き場、看板、よう壁 屋外に敷設されたガス・上下水道の埋設管等
2	機 械 及 び 装 置		立体駐車場のターンテーブル及び機械部分等 太陽光発電設備
6	工 具、器 具 及 び 備 品		壁掛け式ルームエアコン等 サイクルラック 郵便受け・宅配ボックス



<申告書の提出先・問合せ先> 出雲市役所 資産税課 償却資産担当
TEL:0853-21-6820 FAX:0853-21-6832